

損害賠償額の決定について（環境局関係）

環境局所管業務において生じた事故に係る損害賠償額を、次のとおり決定する。

金額及び被害者	事 件 概 要
6,541,348円 見舞金 1,651,620円 医療費 4,889,728円 奥 田 郁 子 80歳	<p>平成23年12月29日午後2時45分ごろ、本市職員北村聡の運転する本市環境局西南環境事業センター所属のじん芥自動車なにわ800さ4019号車が、住吉区長居東4丁目15番7号先路上を南進中、前方から走行してきた自転車を避けようとして道路の右側部分にはみ出し、右側路上を北に向かって歩行していた被害者の左側を通過した際、本車右側面後部が同人と接触し、その衝撃で同人が路上に転倒し、負傷したものである。</p> <p>同人は、環椎骨折、左椎骨動脈損傷、硬膜下血腫、脳挫傷、右尺骨骨幹部骨折及び右鎖骨骨幹部骨折のため約1年7箇月にわたり入院及び通院治療を続け、治癒した。</p>

平成28年11月30日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

環境局所管業務において生じた事故に係る損害賠償額を決定するため、この案を提出する次第である。